

2018年10月3日

環境大臣
原田 義昭 殿

化学兵器被害者支援に関する要請書

二度の大戦下で悲惨な結果を生んだ化学兵器は、戦後、いわゆる「化学兵器禁止条約」において、その使用だけでなく、軍事目的の保有や研究も多国間条約で禁止された。しかし、旧日本陸・海軍は、戦時中、毒ガス兵器を研究・製造・使用し、中国はもとより、東南アジア全域で使用した。敗戦時、旧日本軍が証拠隠滅のため河や海、土中に投棄したため、戦後73年たった今でも、日本や中国で、遺棄された毒ガス兵器による被害者が後を絶たない。しかし、政府は被害を未然に防ぐ取り組みをしてこなかった。

1973年に「旧軍毒ガス弾等全国調査報告（案）」なるものがあつたが、この結果は公表されず、調査自体もずさんなものであつた。その後、これを補う形で、2003年11月、貴省は「旧軍毒ガス弾に関する全国フォローアップ調査報告書」を発表した。その後の追加事案も含め145事案、死傷者数百名とある。戦後、国内各所で危険な毒ガスを遺棄・隠匿、死傷者も出ているにもかかわらず、放置してきた。もっと早く調査していれば、被害にあうこともなかった人も多数いるはずである。その責任は非常に重い。

日本では、2000年以降、神奈川県寒川町、茨城県神栖町、神奈川県平塚市と毒ガス被害が続出。多くの被害者達が自力での闘病生活を続ける中、昨年、寒川の被害者の一人が、14年半の闘病生活の末、亡くなった。旧日本軍の作った化学兵器は、今日に至るもその毒性は衰えず、働けなくなるほど甚大な全身障害をきたしている。呼吸器、皮膚、消化器系や循環器系疾患にとどまらず、神経症場が生じる可能性も指摘されている。しかし、国は一切の補償をしていない。被害者達は切り捨てられたまま、孤独な生活を強いられている。

旧日本軍の毒ガス兵器による身体的被害や、被害者達の状況は、極めて深刻かつ悲惨である。国の不作為によって、死傷した多くの人たちに対して、今からでも出来る限りの施策を講ずるべきである。こうした事態であることを知りながら、国として放置することは未必の故意にあたり、重大な犯罪であること

を認識すべきである。

安全・安心に人が生きる環境を整えるのが環境大臣の存在理由である。については、被害が出る前に手を打つ予防原則のもと、次の事項について、要請いたします。

記

1. 被害者の医療及び生活補償を行うこと。その体制を整えること
2. 至急、旧日本軍の設備があった場所の再調査を行うこと
3. 二度と被害者を生じさせないために、被害防止に力を尽くすこと
4. 民間の協力も視野に、情報をすべて開示すること
5. 本要請に対する、環境大臣の見解を求める。
6. これらを行わない場合、なぜそれを行わないのか、理由を明確にされたい。

以上

化学兵器被害解決ネットワーク（CRDCW）

事務局長 大谷猛夫

